

平成23年12月27日  
神戸税関業務部

関係者各位

## お 知 ら せ

車両に積載された状態での輸出入貨物に係る申告について

標記について、平成24年1月1日から下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせいたします。

### 記

車両に積載された状態で保税地域へ搬入される輸出入貨物については、平成24年1月1日以降、関税法基本通達34の2-1(1)イ(イ)又は(2)イに規定する事項を倉主等が確認できる場合に限り、車両に積載された状態で保税地域に搬入を認める取扱いとされます。

この取扱いに伴い、保税地域に搬入された貨物について、検査を実施するに際し、必要に応じ当該貨物を車両から取り卸し、所定の検査場所において検査を実施することを要件として、車両に積載された状態での輸出入申告を認めることとします。

併せて、現在、航空輸出貨物に係る車上通関の際に事前提出している「航空輸出貨物の車上通関扱願書」については、今後提出を省略して差し支えありません。

なお、本取扱い実施後においても関税法基本通達67-3-12に基づく輸入貨物に係る「コンテナ貨物の検査」については従前どおりですので留意願います。

本件に関する照会先

業務部通関総括第1部門

電話番号078-333-3086のほか  
最寄りの税関窓口まで